

職員の職の設置に関する規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十七号

##### 職員の職の設置に関する規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年広島県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号イの表医監の部子ども家庭センターの項中「配偶者」の下に「若しくは生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)」をする関係にある相手」を加える。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第二条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条子ども家庭課の項第八号及び第六十六条第二項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第六十七条第一項第十三号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「配偶者」の下に「又は生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)」をする関係にある相手(第六十九条において「配偶者等」という。)」を加え、同項第十四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第六十九条中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。